

令和8年度地域に裨益する太陽光発電事業の評価手法に係る調査・実証委託業務
質問回答

NO.	質問	回答
1	別添4の提案書 2. 業務の実施方法 に、(※)各提案ごとにA4判2枚以内とする。との記載があります。これは提案書作成要領の「1. 提案書の構成及び作成方法」における中項目(例:2. 1、2. 2、等)のそれぞれについて2枚以内と解釈してよろしいでしょうか。	その解釈で問題ありません。
2	(2)実証の対象とする太陽光発電事業の選定・合意取得及び(4)評価の実証及び結果分析において、報告書上、分析対象とした企業名・発電事業名等を匿名化・一般化して記載することは可能でしょうか。	環境省担当官との協議のうえ、匿名化・一般化することは可能です。
3	(6)発電事業者、小売電気事業者、需要家等へのヒアリングの実施については、オンラインでの実施でも可能でしょうか。また環境省担当官の立ち会いは想定されていますでしょうか。立ち会いを想定されている場合、環境省庁舎内等、指定の場所等はありませんでしょうか。	ヒアリングの実施については、オンラインでの実施でも問題ありません。環境省担当官の立ち合いについては、場合によっては実施させていただきますが、その場合も指定の場所はありません。
4	(6)発電事業者、小売電気事業者、需要家等へのヒアリングの実施において、「全国平均5か所程度、県内平均5か所程度を想定」とのことですが、カウント方法を詳しく確認させてください。全国の発電事業者、小売電気事業者、需要家等に対するヒアリング回数が5か所程度、実証フィールドとなる都道府県内の発電事業者、小売電気事業者、需要家等に対するヒアリング回数が5か所程度という認識でしょうか。	本事業(3(1)～(5))を実施するにあたって、合計10回程度ヒアリングを実施することを規定していますが、オンラインの活用も含め、環境省担当官と協議のうえ決定するものになります。また、事業者側の提案を縛るものでもありません。
5	(6)発電事業者、小売電気事業者、需要家等へのヒアリングの実施において、仕様書では必要に応じて1人1時間当たり8,400円のヒアリング謝金を支給するものとされていますが、1事業者・1団体につき複数名を同時にヒアリングする場合は、人数分の謝金を計上する想定でしょうか。	その認識で問題ありません。
6	別添 1. 報告書等の仕様及び記載事項において英語サマリーの作成が必要とのことですが、英語サマリーの分量について指定はありますでしょうか。	分量については指定はありません。
7	環境省 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室様から、「令和8年度地域裨益型太陽光発電の自律的な導入に資する新たな事業モデルの検討及び検証委託事業」の公募が出ております。こちらの委託事業では、認証制度の検討はしないものの、環境配慮・地域裨益チェックリスト等を作成することになっております。本業務(令和8年度地域に裨益する太陽光発電事業の評価手法に係る調査・実証委託業務)とテーマ・仕様が似通っていると思いますが、両案件は相互にどのような関係にあるのでしょうか。必要に応じて連携を取りながら事業を進められていくことや、双方の委託事業のアウトプットを見ながら今後の地域裨益型太陽光発電の検討を進めていくことなどをご想定されているのでしょうか。	両事業を連携して進めていくことは想定していません。「令和8年度地域に裨益する太陽光発電事業の評価手法に係る調査・実証委託業務」については、仕様書2.業務の目的にも記載されているとおり、地域に裨益する太陽光発電事業の評価手法の確立も目指し、調査・実証を目的としております。一方で、「令和8年度地域裨益型太陽光発電の自律的な導入に資する新たな事業モデルの検討及び検証委託事業」については、地域裨益型太陽光発電の自律的な導入に資するモデルを検討し、導入に必要な手法等の整理と新たなモデルの実現に向けたモデル事業を立案するとともに、これらのモデルの将来的な自立化に向けたロードマップを検討することを目的としています。
8	仕様書の3(6)に関して、ヒアリングを「全国平均5か所程度、県内平均5か所程度」とありますが、前者は都道府県別・もしくは地方別等で5か所程度から、地域バランスを踏まえヒアリング候補を選定するものと認識しますが、後者はどのような御意図で記載されておりますでしょうか。	仕様書3.(1)実証体制の構築に記載されている都道府県、発電事業者、小売電気事業者、需要家等の関係者に対するヒアリングを意図し、実施することを規定していますが、オンラインの活用も含め、環境省担当官と協議のうえ決定するものになります。また、事業者側の提案を縛るものでもありません。